

香川県後期高齢者医療の概況  
[平成29年度分]

平成30年10月

香川県後期高齢者医療広域連合

目 次	頁
1 被保険者の状況	
(1) 被保険者数の状況	1
(2) 年齢別被保険者数	2
(3) 市町別被保険者数	2
(4) 所得区分別被保険者数	3
(5) 被保険者数の異動の状況	4
2 医療費・保険給付の状況	
(1) 医療費の概要	5
(2) 市町別1人当たり医療費	8
(3) 疾病別受診及び医療費の状況	9
(4) 葬祭費給付の状況	11
3 保険料の状況	
(1) 保険料率の推移	12
(2) 保険料の調定・収納状況	12
(3) 保険料の軽減	14
(4) 保険料の減免	14
4 保健事業の状況	
(1) 健康診査事業	15
(2) 歯科健康診査事業	17
(3) 長寿・健康増進事業	18
(4) 糖尿病重症化予防事業	19
(5) 服薬指導事業	19
5 医療費適正化事業の状況	
(1) 医療費通知の送付	20
(2) レセプト点検	20
(3) ジェネリック医薬品の利用差額通知	21
(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業	22
(5) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業	22
6 事業目標	
(1) 事業目標	23

# 1 被保険者の状況

## (1) 被保険者数の状況

本広域連合の平成29年度の被保険者数は、150,674人であり、前年度に比べ1,984人(1.3%)増加し、香川県人口の15.6%となっています。

後期高齢者医療制度が創設された平成20年度以降、毎年増加し続けています。

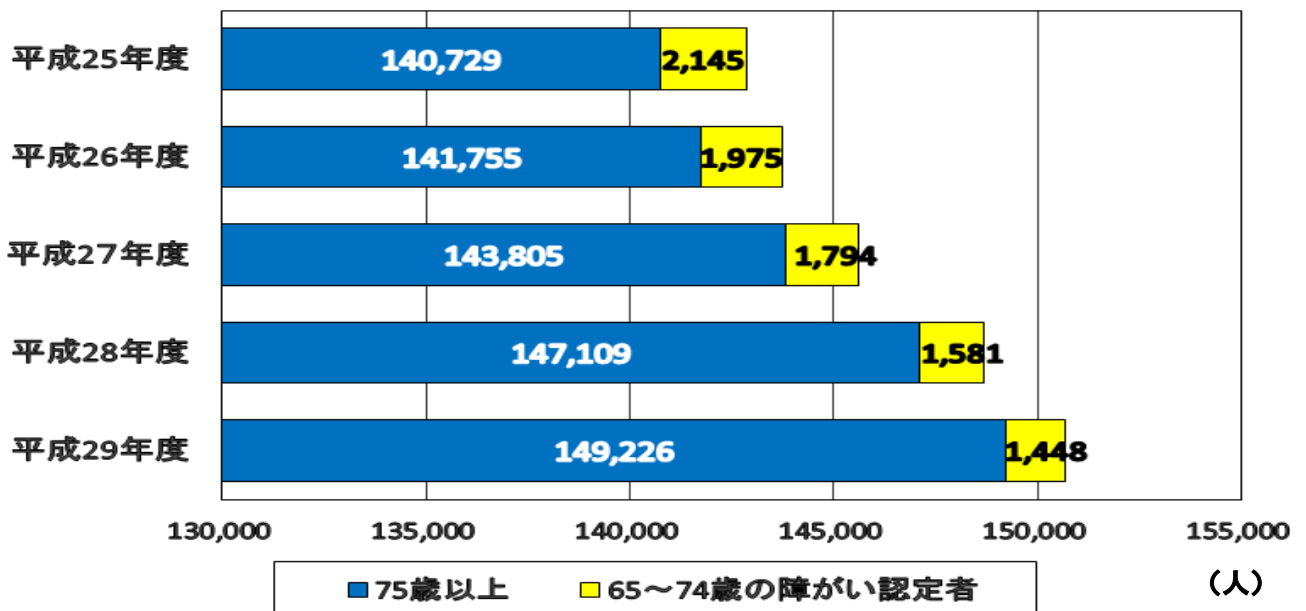
【図表1-1 被保険者数】

年 度	被保険者数		再掲				香川県人口 (人)	被保険者の香川県人口比 (%)
			75歳以上		65歳～74歳の障がい認定者			
	(人) A	対前年度比 (%)	(人) B	(%) B/A	(人) C	(%) C/A		
平成25年度	142,874	0.2	140,729	98.5	2,145	1.5	984,438	14.5
平成26年度	143,730	0.6	141,755	98.6	1,975	1.4	980,497	14.7
平成27年度	145,599	1.3	143,805	98.8	1,794	1.2	976,544	14.9
平成28年度	148,690	2.1	147,109	99.0	1,581	1.0	972,182	15.3
平成29年度	150,674	1.3	149,226	99.0	1,448	1.0	967,504	15.6

注1) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典：香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

注2) 香川県人口は、各年度の4月1日現在のものです。(出典：香川県政策部統計調査課「香川県人口移動調査報告」)

【図表1-2 被保険者数の推移】



(2) 年齢別被保険者数

65歳以上74歳以下の被保険者（74歳までは、一定の障がいがある方で後期高齢者医療制度に加入を希望する方）は減少傾向にあり、75歳以上79歳以下の被保険者は小幅な増減を繰り返していますが、80歳以上の被保険者が年々増加し続けています。

【図表1-3 年齢別被保険者数】

(単位:人)

年 度	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	計
平成25年度	624	1,521	50,393	43,799	29,277	13,014	3,561	685	142,874
平成26年度	664	1,311	49,785	43,757	30,143	13,607	3,742	721	143,730
平成27年度	704	1,090	49,430	44,267	30,883	14,352	4,084	789	145,599
平成28年度	649	932	51,055	44,214	31,409	15,235	4,383	813	148,690
平成29年度	547	901	51,207	44,391	32,341	15,899	4,578	810	150,674

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

(3) 市町別被保険者数

【図表1-4 市町別被保険者数】

それぞれの市町における被保険者数と各市町人口との比率を示しています。

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
					被保険者	比 率
高 松 市	50,990	51,798	53,046	54,710	56,118	13.40%
丸 亀 市	13,675	13,878	14,104	14,459	14,724	13.39%
坂 出 市	9,093	9,054	9,134	9,286	9,339	17.85%
善 通 寺 市	4,822	4,836	4,908	4,950	4,977	15.33%
観 音 寺 市	10,207	10,187	10,284	10,383	10,405	17.74%
さ ぬ き 市	8,822	8,843	8,923	9,066	9,176	18.66%
東かがわ市	6,625	6,679	6,719	6,874	6,963	23.02%
三 豊 市	12,454	12,370	12,288	12,395	12,328	19.12%
土 庄 町	2,981	2,955	2,929	2,994	2,999	22.02%
小豆島町	3,463	3,423	3,405	3,399	3,389	23.52%
三 木 町	4,032	4,065	4,126	4,243	4,293	15.51%
直 島 町	582	579	579	596	595	19.09%
宇多津町	1,633	1,681	1,693	1,738	1,823	9.60%
綾 川 町	4,194	4,158	4,186	4,204	4,243	18.12%
琴 平 町	1,909	1,878	1,905	1,947	1,936	21.61%
多度津町	3,579	3,581	3,601	3,668	3,684	15.86%
まんのう町	3,813	3,765	3,769	3,778	3,682	20.37%
<b>計</b>	<b>142,874</b>	<b>143,730</b>	<b>145,599</b>	<b>148,690</b>	<b>150,674</b>	<b>15.57%</b>

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

(4) 所得区分別被保険者数

被保険者の所得区分別の割合は、低所得者Ⅱ（低所得Ⅱ）の割合が、増加傾向となっています。

【図表 1 - 5 所得区分別被保険者】

(単位:人)

年 度	被保険者数	現役並み 所得者	現役並み所得者以外			
			一般所得者	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ	
平成25年度	(100.0%) 142,874	(5.7%) 8,110	(94.3%) 134,764 [100.0%]	76,480 [56.8%]	23,758 [17.6%]	34,526 [25.6%]
平成26年度	(100.0%) 143,730	(5.9%) 8,498	(94.1%) 135,232 [100.0%]	75,910 [56.1%]	23,568 [17.4%]	35,754 [26.4%]
平成27年度	(100.0%) 145,599	(5.5%) 7,957	(94.5%) 137,642 [100.0%]	75,959 [55.2%]	24,152 [17.5%]	37,531 [27.3%]
平成28年度	(100.0%) 148,690	(5.7%) 8,403	(94.3%) 140,287 [100.0%]	77,708 [55.4%]	23,691 [16.9%]	38,888 [27.7%]
平成29年度	(100.0%) 150,674	(5.6%) 8,474	(94.4%) 142,200 [100.0%]	78,744 [55.4%]	23,193 [16.3%]	40,263 [28.3%]

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。

◆出典：香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報)

※平成30年度からは制度の見直しにより、現役並み所得者の区分が細分化されます。

【図表 1-6 所得区分について】

後期高齢者医療制度では、所得区分に応じて医療費に係る自己負担の割合などに違いがあります。平成30年度からは制度の見直しにより、現役並み所得者の区分が細分化されます。

所得区分	自己負担の割合	判定基準
現役並み所得者	3割	住民税課税所得が145万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者 なお、下記の条件に該当する方は、認定されますと「一般所得者」区分となります。 (1)世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入額が383万円未満 (2)世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計額が520万円未満 (3)世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいる場合、その方を含めた収入合計額が520万円未満
一般所得者	1割	(1)現役並みの所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱのどれにも該当しない方 (2)住民税課税所得が145万円以上で、下記①②の両方に該当する被保険者および同じ世帯の被保険者 ①昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者 ②①の方を含む世帯の全被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)		(1)世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円になる方 (2)または老齢福祉年金受給者(年金所得は控除額を80万円として計算)
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)		世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

(5) 被保険者数の異動の状況

毎年、年齢到達や転入等による増加が、死亡や転出等による減少を上回っています。

【図表 1-7 年度別、異動事由別被保険者の増減状況】

(単位:人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
増加	転入	293	281	261	294	323
	生活保護廃止	68	87	80	55	79
	年齢到達	8,698	9,601	10,579	12,072	11,398
	その他	347	375	332	316	234
	計	9,406	10,344	11,252	12,737	12,034
減少	転出	370	374	324	361	353
	生活保護開始	66	99	88	64	67
	死亡	8,624	8,878	8,834	9,052	9,452
	その他	52	68	85	105	100
	計	9,112	9,419	9,331	9,582	9,972
増減差	転出入	▲ 77	▲ 93	▲ 63	▲ 67	▲ 30
	生活保護との異動	2	▲ 12	▲ 8	▲ 9	12
	年齢到達-死亡	74	723	1,745	3,020	1,946
	その他	295	307	247	211	134
	計	294	925	1,921	3,155	2,062

注) 障がい認定による増減は、「増加」及び「減少」の「その他」に含まれます。

## 2 医療費・保険給付の状況

### (1) 医療費の概要

医療費は毎年伸びている状況で、全国では平成27年度に初めて15兆円を突破し、平成29年度も上昇しており、16兆円に迫る勢いとなっています。

香川県における後期高齢者の医療費も、全国の傾向と同様に増加傾向で推移しておりますが、平成29年度は28年度と比較し、3.8%増の約1,458億円となっています。これは、医科・歯科を含めた診療費や調剤費、食事・生活療養費や訪問看護費と医療費全体が増加している傾向から、被保険者の増加による自然増が主な要因として挙げられます。

また、香川県の1人当たりの医療費は、全国順位で18位と全国平均よりも高い水準で推移しています。

【図表2-1 年度別医療費の推移】

年 度	香 川 県					全 国				
	医 療 費		1 人 当 たり 医 療 費			医 療 費		1 人 当 たり 医 療 費		
	(千円)	対前年度比 (%)	(円)	対前年度比 (%)	全国順位	(千円)	対前年度比 (%)	(円)	対前年度比 (%)	
平成25年度	137,595,776	2.9	965,904	1.8	17	14,191,203,141	3.6	929,573	1.1	
平成26年度	136,488,834	▲ 0.8	955,702	▲ 1.1	18	14,492,727,252	2.1	932,290	0.3	
平成27年度	141,914,912	4.0	984,069	3.0	18	15,132,278,179	4.4	949,070	1.8	
平成28年度	140,511,178	▲ 1.0	958,037	▲ 2.7	18	15,380,608,368	1.6	934,547	▲ 1.5	
平成29年度	145,876,206	3.8	976,223	1.9	18	15,899,119,000	3.4	935,255	0.1	

注1) 医療費の合計は、3月から翌年2月までの一年間の集計です。

注2) 平成26年度の香川県医療費には、不正請求に係る診療報酬返還金 約13億円が影響しています。

注3) 全国の値及び全国順位は国保中央会公表の速報値を記載しています。

香川県における後期高齢者医療の医療費内訳は以下のとおりです。

【図表 2-2 年度別診療種別医療費】

年 度	医療費計		診 療 費		調 剤		食事・生活療養費		訪問看護		療養費等	
	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)
平成25年度	137,595,777	2.9	109,178,313	2.3	22,762,221	7.0	4,033,202	▲ 0.4	295,352	21.9	1,326,689	▲ 5.6
平成26年度	136,488,834	▲ 0.8	107,708,158	▲ 1.4	23,178,971	1.8	3,910,764	▲ 3.0	401,632	36.0	1,289,309	▲ 2.8
平成27年度	141,914,912	4.0	110,724,175	2.8	25,529,154	10.1	3,831,407	▲ 2.0	579,184	44.2	1,250,992	▲ 3.0
平成28年度	140,511,178	▲ 1.0	110,736,086	0.0	24,213,490	▲ 5.2	3,740,551	▲ 2.4	627,317	8.3	1,193,734	▲ 4.6
平成29年度	145,876,206	3.8	114,906,807	3.8	25,247,151	4.3	3,785,262	1.2	773,284	23.3	1,163,702	▲ 2.5

注1) 「医療費」は、次により算出しています。

医 療 費 = 診 療 費 + 調 剤 + 食 事 ・ 生 活 療 養 費 + 訪 問 看 護 + 療 養 費 等

注2) 用語の定義は次のとおりです。

ア. 療養費等：【図表 2-4】を参照してください。

イ. 診療費：保健医療機関等（保険薬局等を除きます。）において医療を受けた場合に支払われる費用です。

ウ. 調剤：保険薬局において薬剤の支給を受けた場合に支払われる費用です。

エ. 食事・生活療養費：入院中の食事・居住費です。

オ. 訪問看護：自宅で療養している被保険者が、主治医の指示に基づいて訪問看護師から必要な看護を受けた場合に支給する費用です。

【図表 2-3 年度別診療費の内訳】

年 度	診 療 費 計		医 科				歯 科	
	(千円)	対前年度比 (%)	入 院 (千円)	対前年度比 (%)	入 院 外 (千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)
平成25年度	109,178,313	2.3	63,223,432	1.9	41,246,141	2.5	4,708,740	6.4
平成26年度	107,708,158	▲ 1.4	61,332,505	▲ 3.0	41,589,887	0.8	4,785,766	1.6
平成27年度	110,724,175	2.8	63,196,417	3.0	42,623,978	2.5	4,903,780	2.5
平成28年度	110,736,086	0.0	63,265,835	0.1	42,361,663	▲ 0.6	5,108,588	4.2
平成29年度	114,906,807	3.8	66,328,421	4.8	43,233,822	2.1	5,344,564	4.6

注1) 「診療費」は、次により算出しています。

診 療 費 = 医 科 入 院 + 医 科 入 院 外 + 歯 科



【図表 2-4 年度別療養費等の内訳】

年度	療養費等計		一般診療		補装具		柔道整復師の施術		アンマ・マッサージ		ハリ・キュウ		その他		移送費	
	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)
25	1,326,688	▲5.6	226	0.2	152,530	0.0	754,936	▲8.9	282,350	▲3.5	136,415	5.7	51	▲97.9	180	▲32.3
26	1,289,310	▲2.8	1,169	4.2	161,655	6.0	692,805	▲8.2	281,635	▲0.3	151,757	11.3	44	▲13.7	245	36.1
27	1,250,993	▲3.0	928	▲0.2	165,299	2.3	616,804	▲11.0	292,681	3.9	174,959	15.3	54	22.7	268	9.4
28	1,193,734	▲4.6	416	▲55.2	171,187	3.6	531,163	▲13.9	305,977	4.5	184,689	5.6	58	7.4	244	▲9.0
29	1,163,702	▲2.5	2,243	438.9	177,041	3.4	463,488	▲12.7	309,309	1.1	209,772	13.6	1,671	2781.0	178	▲27.1

注1) 「療養費」及び「療養費等」は、次により算出しています。

療養費＝一般診療＋補装具＋柔道整復師の施術＋アンマ・マッサージ＋ハリ・キュウ＋その他

療養費等＝療養費＋移送費

注2) 用語の定義は次のとおりです。

ア. その他：標準負担額差額、海外療養費です。

イ. 移送費：疾病又は負傷で移動が困難な被保険者が、医師の指導により緊急的な必要があつて移送されたときなどに支給する費用です。

(2) 市町別 1 人当たり医療費

香川県における後期高齢者の 1 人当たり医療費は、平成 29 年度が 972,223 円で、全国平均よりも約 4 万 1 千円高い水準となっています。

【図表 2-5 市町別の 1 人当たり医療費】

市町名等	平成 25年度 (円)	平成 26年度 (円)	平成 27年度 (円)	平成 28年度 (円)	平成29年度		
					(円) A/B	医療費 A (百万円)	被保険者数 (人) B
全国計	929,573	932,290	949,070	934,547	935,255	15,899,119	16,999,767
香川県計	965,904	955,690	984,069	958,037	976,223	145,876	149,429
高松市	977,521	976,781	992,259	962,311	982,794	54,312	55,263
丸亀市	1,008,288	943,152	1,017,051	990,135	996,106	14,499	14,556
坂出市	1,032,513	1,008,143	1,044,755	1,042,002	1,037,420	9,652	9,304
善通寺市	957,107	923,263	927,386	910,358	943,896	4,689	4,968
観音寺市	1,030,625	1,033,175	1,044,867	1,043,599	1,043,539	10,844	10,392
さぬき市	924,405	908,980	928,854	910,245	946,429	8,607	9,094
東かがわ市	914,765	941,609	944,383	923,608	926,151	6,400	6,911
三豊市	915,563	927,281	967,291	943,888	959,393	11,836	12,337
土庄町	758,965	778,179	809,020	746,900	783,583	2,348	2,996
小豆島町	909,398	827,984	855,129	794,275	830,509	2,823	3,399
三木町	928,922	931,151	938,456	972,209	985,765	4,208	4,269
直島町	801,433	859,018	972,420	873,469	780,783	465	596
宇多津町	1,033,783	994,384	1,088,207	997,773	1,038,845	1,845	1,776
綾川町	916,846	933,999	982,233	925,138	940,780	3,971	4,221
琴平町	976,274	1,000,303	1,002,201	979,010	1,040,215	2,026	1,948
多度津町	967,731	904,750	971,366	918,689	924,564	3,392	3,669
まんのう町	985,167	978,715	1,027,986	977,286	1,060,783	3,956	3,730

注1

注1) 市町別の医療費は3月から2月までの一年間で集計し、被保険者数は、平成29年3月から平成30年2月までの一年間の平均値です。

(3) 疾病別受診及び医療費の状況

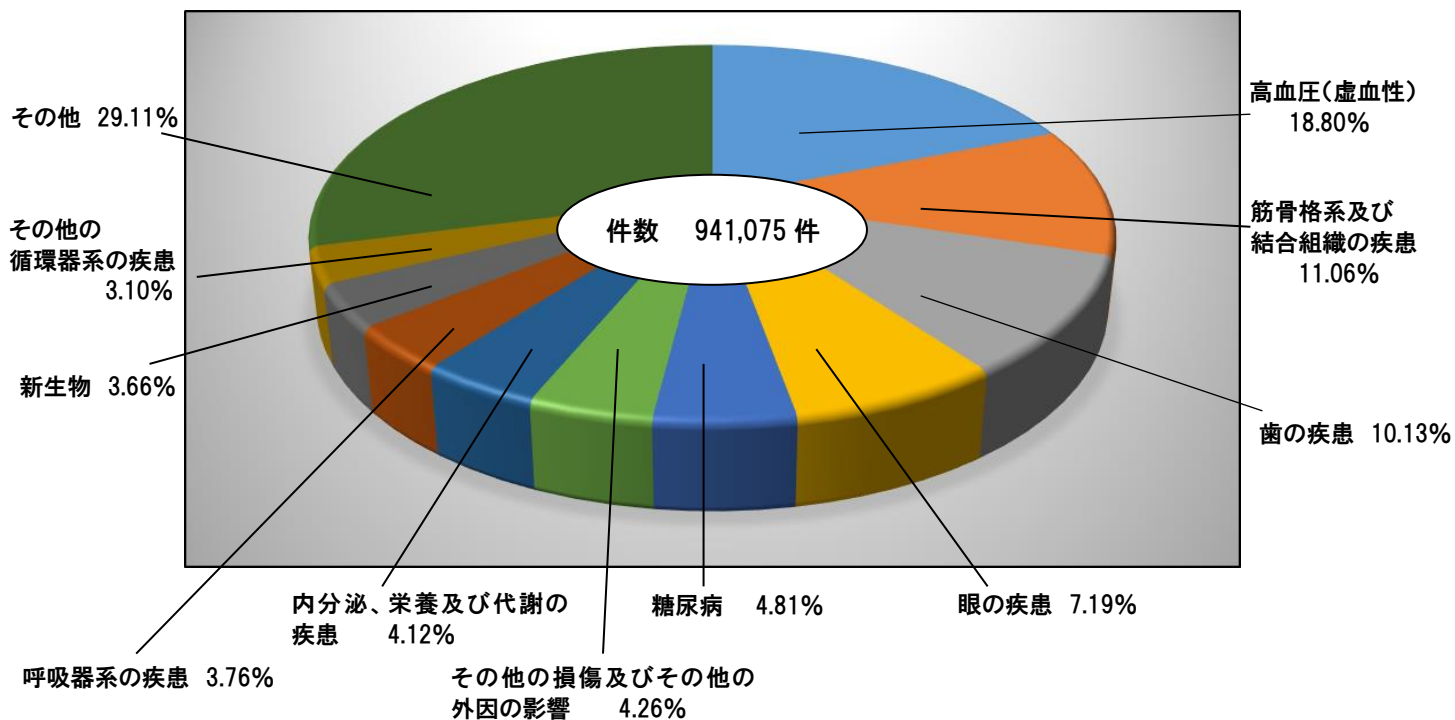
香川県の後期高齢者の疾病別受診状況は、「高血圧（虚血性心疾患を含む）」、「筋骨系及び結合組織の疾患」、「歯の疾患」が上位3位を占め、過去5年間の罹患状況に大きな変化はありません。医療費は、「高血圧（虚血性心疾患を含む）」、「新生物」、「その他の損傷及びその他の外因の影響」が上位3位を占め、3疾病で全体の3割を占めています。

【図表2-6 疾病別受診の状況】

疾 病 名	平成25年度 (%)	順位	平成26年度 (%)	順位	平成27年度 (%)	順位	平成28年度 (%)	順位	平成29年度 (%)	順位
高血圧（虚血性）	19.60	1	19.15	1	18.89	1	18.92	1	18.80	1
筋骨格系及び結合組織の疾患	11.74	2	11.56	2	11.38	2	11.19	2	11.06	2
歯の疾患	9.45	3	9.30	3	9.41	3	9.87	3	10.13	3
眼の疾患	7.80	4	7.60	4	7.47	4	7.33	4	7.19	4
糖尿病	4.76	5	4.71	5	4.74	5	4.76	5	4.81	5
その他の損傷及びその他の外因の影響	3.63	8	3.91	6	4.13	6	4.13	6	4.26	6
内分泌、栄養及び代謝の疾患	3.79	7	3.83	7	3.97	7	4.07	7	4.12	7
呼吸器系の疾患	3.85	6	3.73	8	3.83	8	3.77	8	3.76	8
新生物	3.57	9	3.55	9	3.55	9	3.55	9	3.66	9
その他の循環器系の疾患							3.09	10	3.10	10
脳血管疾患	3.36	10	3.21	10	3.11	10				
その他	28.45		29.45		29.52		29.32		29.11	
受診者総合計（人）	866,533		887,865		899,699		922,326		941,075	

出典：香川県国民健康保険団体連合会「市町別年齢別疾病状況表（B表）」

【図表2-7 疾病別受診の状況（平成29年度）】

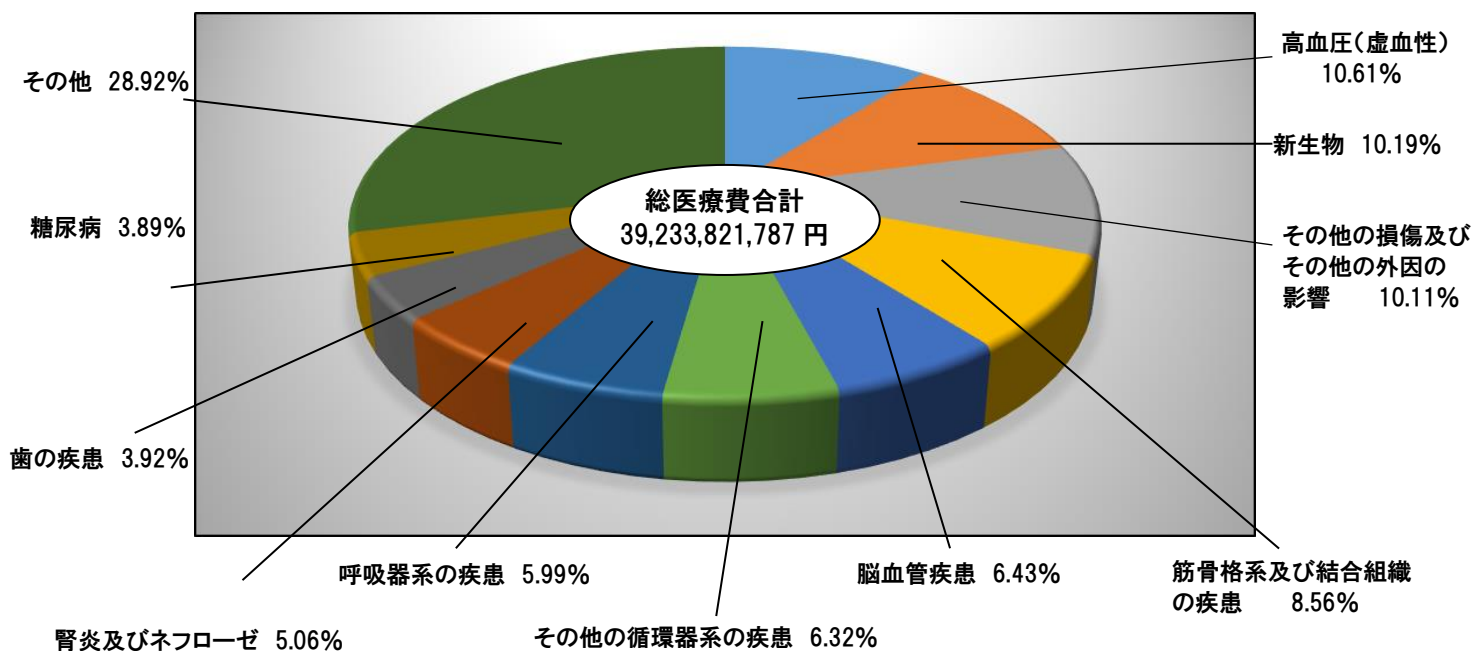


【図表 2-8 疾病別医療費の状況】

疾病名	平成25年度 (%)	順位	平成26年度 (%)	順位	平成27年度 (%)	順位	平成28年度 (%)	順位	平成29年度 (%)	順位
高血圧(虚血性)	11.96	1	11.64	1	11.12	1	10.78	1	10.61	1
新生物	9.67	2	9.28	3	9.56	2	9.74	2	10.19	2
その他の損傷及びその他の外因の影響	9.07	3	9.42	2	9.37	3	9.54	3	10.11	3
筋骨格系及び結合組織の疾患	8.94	4	8.61	4	8.31	4	8.26	4	8.56	4
脳血管疾患	7.25	5	6.97	5	6.75	5	6.51	5	6.43	5
その他の循環器系の疾患	5.68	7	5.90	7	6.02	7	6.20	7	6.32	6
呼吸器系の疾患	6.39	6	6.30	6	6.20	6	6.28	6	5.99	7
腎炎及びネフローゼ	4.69	8	4.86	8	5.04	8	4.95	8	5.06	8
歯の疾患					3.73	10	3.96	9	3.92	9
糖尿病	4.13	9	4.07	9	4.07	9	3.96	10	3.89	10
胆、膵その他の消化器系の疾患	4.08	10	3.76	10						
その他	28.14		29.19		29.83		29.82		28.92	
総医療費合計(円)	36,652,040,740		37,259,951,321		37,631,419,828		37,863,453,884		39,233,821,787	

出典：香川県国民健康保険団体連合会「市町別年齢別疾病状況表（B表）」

【図表 2-9 疾病別医療費の状況（平成29年度）】



(4) 葬祭費給付の状況

葬祭費は、後期高齢者医療制度開始時から被保険者が死亡した場合に、遺族の方に1件につき一定額を支給しているものです。(29年度までは1件5万円、30年度以降は1件3万円)

平成29年度は、件数で8,962件、総支給金額は4億4,810万円となっており、制度開始時の平成20年度より、件数で2,624件、金額で1億3,120万円増加している状況です。

【図表2-10 葬祭費の推移】

	総支給金額(円)	支給件数(件)
平成25年度	414,350,000	8,287
平成26年度	422,000,000	8,440
平成27年度	420,700,000	8,414
平成28年度	433,500,000	8,670
平成29年度	448,100,000	8,962

### 3 保険料の状況

#### (1) 保険料率の推移

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すこととされております。

【図表3-1 保険料率の推移】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割(円)	47,700	47,200	47,200	47,200	47,300
所得割率(%)	8.98	8.81	8.81	8.81	9.26

#### (2) 保険料の調定・収納状況

平成29年度の保険料調定額は、約9億8,021万円で、前年度に比べ約4億1,998万円(4.54%)増加し、収納額は、約9億3,057万円で、前年度に比べ約4億2,320万円(4.6%)増加しました。

現年度分保険料の収納率は、前年度に比べ0.06%上昇し、99.48%となりました。過年度分保険料(滞納繰越分)の収納率は、前年度に比べ8.38%上昇し、48.94%となりました。

保険料の調定及び収納額の増加の要因としては、被保険者数が増加したことと、制度の見直しにより収納額自体が増加したことによるものと考えられます。

【図表3-2 年度別保険料収納状況：現年賦課分】

年度	調定額(円)			収納額(円)		
		対前年度			対前年度	
		差額(円)	比率(%)		差額(円)	比率(%)
平成25年度	8,951,194,500	64,262,600	0.72	8,899,879,390	68,368,290	0.77
平成26年度	8,982,753,800	31,559,300	0.35	8,929,855,143	29,975,753	0.34
平成27年度	8,724,713,300	▲258,040,500	▲2.87	8,676,146,460	▲253,708,683	▲2.84
平成28年度	9,260,231,800	535,518,500	6.14	9,207,370,457	531,223,997	6.12
平成29年度	9,680,211,800	419,980,000	4.54	9,630,571,128	423,200,671	4.60

【図表3-3 市町別保険料収納率】

(単位:%)

市町名等	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
香川県	現年度分	99.43	99.41	99.44	99.42	99.48
	過年度分	39.87	39.28	41.86	40.56	48.94
高松市	現年度分	99.31	99.32	99.29	99.31	99.33
	過年度分	32.23	38.13	37.37	40.06	43.61
丸亀市	現年度分	99.19	99.27	99.37	99.27	99.42
	過年度分	47.83	38.24	44.32	38.76	55.27
坂出市	現年度分	99.59	99.56	99.59	99.37	99.72
	過年度分	45.87	51.42	42.23	51.41	58.48
善通寺市	現年度分	99.58	99.70	99.87	99.86	99.86
	過年度分	53.50	56.49	64.77	55.73	89.22
観音寺市	現年度分	99.35	99.41	99.44	99.44	99.65
	過年度分	52.87	56.09	55.67	27.24	66.49
さぬき市	現年度分	99.53	99.30	99.61	99.66	99.52
	過年度分	55.84	36.21	45.57	55.41	59.75
東かがわ市	現年度分	99.35	99.24	99.58	99.62	99.80
	過年度分	35.32	18.22	38.88	45.18	55.11
三豊市	現年度分	99.80	99.80	99.63	99.65	99.62
	過年度分	50.68	31.91	42.36	33.32	48.95
土庄町	現年度分	99.61	99.56	99.60	99.53	99.65
	過年度分	30.57	17.16	30.22	6.97	48.83
小豆島町	現年度分	99.65	99.39	99.66	99.68	99.50
	過年度分	39.13	49.44	60.11	60.41	53.47
三木町	現年度分	99.67	99.51	99.64	99.48	99.71
	過年度分	39.76	43.40	57.74	37.78	54.21
直島町	現年度分	99.83	99.97	99.86	100.00	100.00
	過年度分	69.76	62.82	100.00	100.00	100.00
宇多津町	現年度分	99.37	99.16	99.29	99.46	99.26
	過年度分	11.59	16.60	31.71	28.90	22.66
綾川町	現年度分	99.71	99.79	99.49	99.51	99.48
	過年度分	62.65	55.30	26.43	49.47	34.97
琴平町	現年度分	99.41	98.87	99.16	99.09	99.41
	過年度分	62.20	45.88	63.61	42.32	52.81
多度津町	現年度分	99.53	99.52	99.71	99.66	99.51
	過年度分	50.04	53.19	24.81	41.36	37.03
まんのう町	現年度分	99.57	99.61	99.67	99.65	99.87
	過年度分	41.85	24.00	88.57	89.15	92.02

※収納率=収納額÷調定額

(3) 保険料の軽減

所得の低い人については、保険料を軽減しています。平成29年度の軽減対象者は、均等割軽減が60.54%、所得割軽減が12.65%となっています。

【図表3-4 保険料の軽減措置】

軽減措置		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	
均等割	2割	10,096	7.00	10,909	7.51	11,764	7.51	12,982	8.62	
	5割	12,267	8.51	13,809	9.51	14,956	10.15	16,470	10.94	
	7割	特例による 8.5割	28,539	19.81	30,186	20.79	31,164	21.16	32,248	21.43
		特例による 9割	24,111	16.73	24,875	17.13	24,423	16.58	24,259	16.12
	被扶養者(9割)	4,434	3.07	4,515	3.11	4,311	2.92			
	被扶養者(7割)							5,163	3.43	
	合計	79,447	<b>55.12</b>	84,294	<b>58.05</b>	86,618	<b>58.32</b>	91,122	<b>60.54</b>	
所得割	5割	16,235	<b>11.26</b>	16,839	<b>11.60</b>	17,879	<b>12.14</b>			
	2割							19,042	<b>12.65</b>	
被保険者数		144,118		145,137		147,263		150,429		

注2

注2

注1) 本表の被保険者数は、各年度に賦課決定を行った人の総数です(資格喪失者を含む)。

注2) 平成29年度から制度の見直しにより、均等割・所得割の軽減措置の一部が変更されました。

(4) 保険料の減免

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料を減免できる場合があります。

【図表3-5 年度別保険料減免の実績】

年 度	申請 件数	実施 件数	減免等の事由				減免額 (円)
			災 害	疾 病	失 業	その他	
平成25年度	7	7	2			5	96,500
平成26年度	3	2	1			1	13,300
平成27年度	9	9	1			8	407,300
平成28年度	6	6				6	486,000
平成29年度	4	4	1			3	39,200

※災 害 — 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害等により財産等に著しい損害を受けた場合

※疾 病 — 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡又はその者の心身の重大な障害や、長期入院等により、その者の総所得金額等が著しく減少した場合

※失 業 — 被保険者の属する世帯の世帯主の総所得金額等が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合

※その他 — 被保険者が、刑事施設、労役場、その他これらに準じる施設に拘禁された場合等



## 4 保健事業の状況

広域連合では、被保険者の健康の保持増進のために、健康診査などの「保健事業」を実施しています。

### (1) 健康診査事業

後期高齢者医療制度では、被保険者の健康づくりや生活習慣病の早期発見、介護予防につなげるために健康診査を実施しています。実施にあたっては、広域連合と市町において健康診査委託契約を締結し、市町が地区医師会等と連携を図りながら実施しています。

【図表 4-1 受診者数及び受診率】

年 度	受診対象者※ (人)	受 診 者 (人)	受 診 率 (%)	
			香 川 県	全 国
平成25年度	138,489	47,479	34.3	25.1
平成26年度	135,457	51,117	37.7	26.0
平成27年度	135,191	52,077	38.5	27.6
平成28年度	135,480	52,640	38.9	28.7
平成29年度	139,425	54,878	39.4	28.8

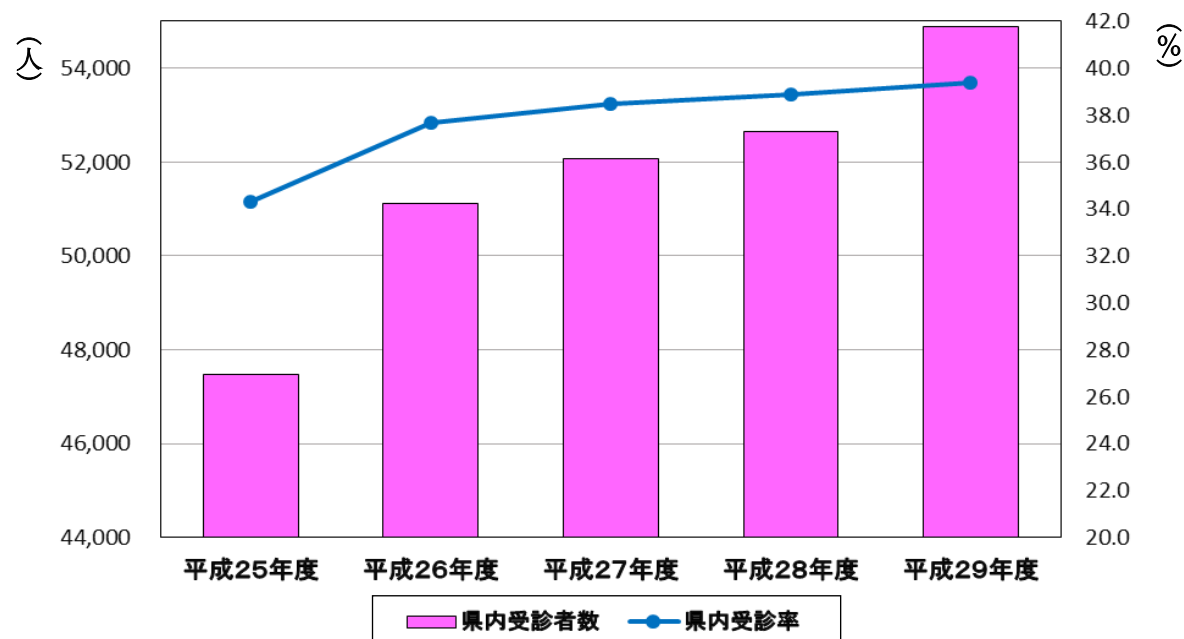
#### ※受診対象者

次のいずれにも該当しない被保険者を健康診査の受診対象者としています。

- ①病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方
- ②障がい者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等への入所・入居している方

※平成26年度分から、受診者数に人間ドック受診者も加算しています。

【図表 4-2 健康診査の受診状況】



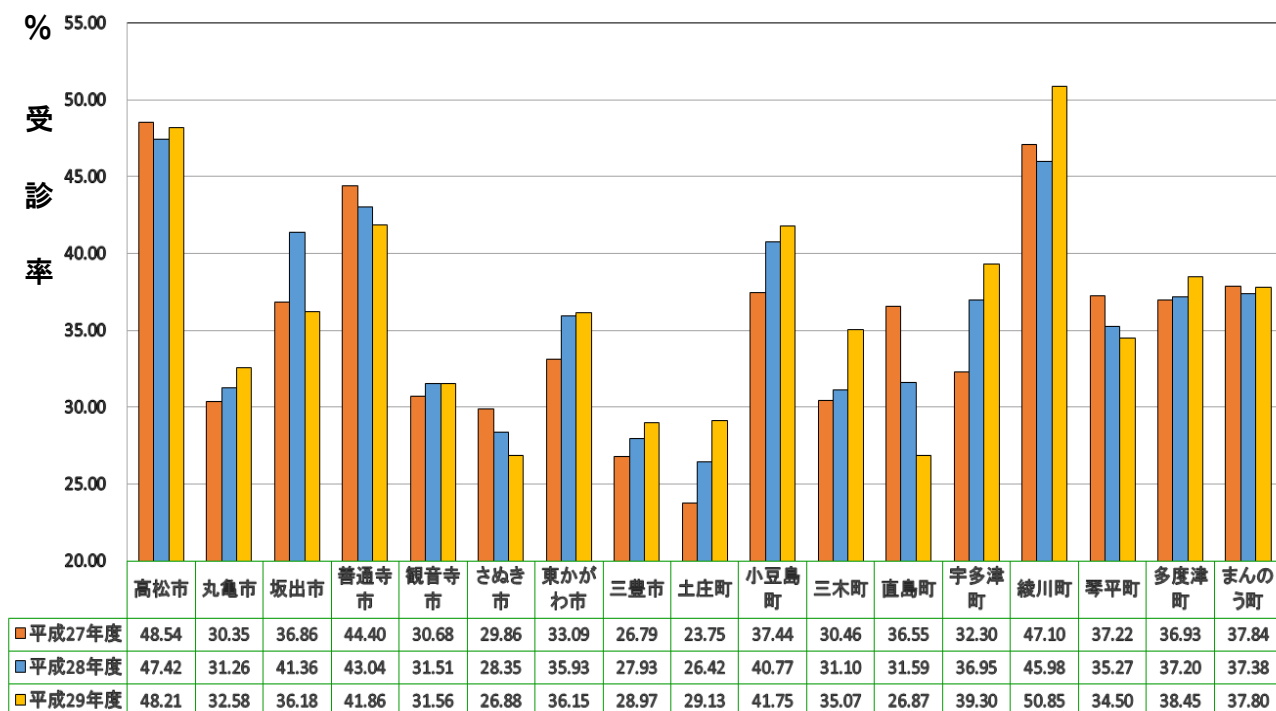
【図表4-3 市町の健康診査の実施状況】

市町名等	健康診査受診率(%)					平成29年度 受診者数(人)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
全 国	25.10	25.60	26.80	28.70	28.80	
香 川 県	34.3	37.7	38.5	38.9	39.4	
高 松 市	42.36	47.24	48.54	47.42	48.21	24,573
丸 亀 市	24.98	30.07	30.35	31.26	32.58	4,303
坂 出 市	32.91	35.57	36.86	41.36	36.18	3,130
善 通 寺 市	26.10	44.17	44.40	43.04	41.86	1,876
観 音 寺 市	27.22	29.96	30.68	31.51	31.56	3,121
さ ぬ き 市	25.18	28.42	29.86	28.35	26.88	2,220
東 か が わ 市	34.02	34.85	33.09	35.93	36.15	2,415
三 豊 市	24.02	25.51	26.79	27.93	28.97	3,509
土 庄 町	19.24	23.29	23.75	26.42	29.13	774
小 豆 島 町	31.09	36.33	37.44	40.77	41.75	1,325
三 木 町	27.34	31.47	30.46	31.10	35.07	1,488
直 島 町	14.14	18.87	36.55	31.59	26.87	140
宇 多 津 町	33.09	32.64	32.30	36.95	39.30	637
綾 川 町	44.02	46.22	47.10	45.98	50.85	1,983
琴 平 町	32.19	35.45	37.22	35.27	34.50	639
多 度 津 町	36.09	37.21	36.93	37.20	38.45	1,365
ま ん の う 町	29.53	38.13	37.84	37.38	37.80	1,380

注) 平成26年度の受診者数から、人間ドック受診者も加算しています。

(平成29年度該当市町: 高松市・坂出市・善通寺市・さぬき市・土庄町・小豆島町・三木町・琴平町・まんのう町)

【図表4-4 市町の健康診査の実施状況】



(2) 歯科健康診査事業

高齢者の健康づくりと虫歯や歯周病のほか、高齢者に多く発生しやすい誤嚥性肺炎などの予防のため、4月1日時点で満75歳の被保険者を対象として、そのなかで希望者に口腔内の健康診査を実施しました。

※在宅要介護者（要介護3以上等の方）については、希望を聴取し訪問歯科健診を実施。

【図表4-5 歯科健康診査各市町の受診状況】

市 町 名	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
高松市	3,799	883	23.24	4,275	863	20.19	4,828	936	19.39
丸亀市	1,013	253	24.98	1,105	174	15.75	1,237	236	19.08
坂出市	552	113	20.47	635	104	16.38	766	120	15.67
善通寺市	368	80	21.74	365	80	21.92	364	79	21.70
観音寺市	648	102	15.74	736	157	21.33	776	153	19.72
さぬき市	626	108	17.25	608	109	17.93	716	113	15.78
東かがわ市	471	84	17.83	510	104	20.39	570	135	23.68
三豊市	722	147	20.36	744	118	15.86	920	182	19.78
土庄町	179	31	17.32	185	22	11.89	257	42	16.34
小豆島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三木町	285	39	13.68	273	26	9.52	349	62	17.77
直島町	-	-	-	34	5	14.71	60	11	18.33
宇多津町	115	23	20.00	127	22	17.32	158	35	22.15
綾川町	239	48	20.08	280	66	23.57	319	62	19.44
琴平町	114	29	25.44	141	29	20.57	144	34	23.61
多度津町	237	43	18.14	268	37	13.81	303	51	16.83
まんのう町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	9,368	1,983	21.16	10,286	1,916	18.63	11,767	2,251	19.13

注1・注3

注2

※平成28年度は、小豆島町、まんのう町は各自治体の独自で実施。

平成27年度は、小豆島町、直島町、まんのう町は各自治体の独自で実施。

注1) うち、平成27年度のみ、訪問歯科健診の受診者は2名。

注2) うち、平成28年度のみ、訪問歯科健診の受診者は1名。

注3) うち、平成29年度のみ、訪問歯科健診の受診者は1名。

(3) 長寿・健康増進事業

高齢者の健康づくりのため、市町が地域特性や効果に配慮して実施する事業に対し助成を行い、高齢者の健康増進活動を推進しています。

【図表 4-6 平成29年度市町の長寿・健康増進事業の実施状況】

市 町 名	交付金額 (円)	健康教育・ 健康相談等	人間ドック等の 費用助成	その他、被保険者の 健康増進のために必 要と認められる事業
高 松 市	7,327,680	●	●	
丸 亀 市	0			
坂 出 市	588,951	●	●	
善 通 寺 市	9,053,900		●	
観 音 寺 市	0			
さ ぬ き 市	7,144,012		●	
東かがわ市	0			
三 豊 市	0			
土 庄 町	444,850		●	
小豆島町	2,642,431	●	●	
三 木 町	1,994,328		●	
直 島 町	0			
宇多津町	0			
綾 川 町	0			
琴 平 町	150,000		●	
多度津町	0			
まんのう町	7,062,476		●	
合 計	<b>36,228,628</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>0</b>

※平成28年度まで助成対象事業となっていた「スポーツ大会、社会参加活動の運営費助成」は、平成29年度から対象項目から除外。

(4) 糖尿病重症化予防事業

平成28年度から、糖尿病の重症化予防を目的に、KKDA（香川国保データ分析システム）を活用し、健康診査で検査結果(HbA1c)が高かった被保険者のうち、治療中断が疑われる人に対し、再受診勧奨を行う事業を始めています。受診の結果、医師が保健指導が必要と判断した対象者に、広域連合が直接個別の保健指導を実施します。結果は、該当する医療機関や市町へ提供しています。

【図表4-7 再受診勧奨及び保健指導の実施状況】

年度	勧奨対象者 (人)	再受診者 (人)	受診率 (%)	要指導者 (人)	保健指導実施者 (人)
平成28年度	28	20	71.4	6	6
平成29年度	43	39	90.7	4	3

※実施市町8市8町

(5) 服薬指導事業

後期高齢者は、加齢等により慢性疾患の有病率が高くなりがちで、複数の医療機関を受診し、服用する薬が多くなる傾向もあることから、薬の飲み忘れや多剤服用による副作用等のリスクを防止するための薬剤服薬管理指導が重要であると考えています。そのため、後期高齢者の特性に応じた服薬管理を行うことは、傷病等の重症化の予防と医療費の適正化に繋がることから、薬剤師による後期高齢者が自身の病態に応じた適正な服薬が行えるよう服薬指導事業を、平成29年度から実施しています。

【図表4-8 市町の服薬指導事業の実施状況】

(単位：人)

市町名	平成29年度
高松市	30
丸亀市	8
坂出市	4
善通寺市	2
観音寺市	5
さぬき市	3
東かがわ市	5
三豊市	2
土庄町	0
小豆島町	2
三木町	2
直島町	0
宇多津町	1
綾川町	2
琴平町	2
多度津町	2
まんのう町	2
香川県	72

<p>【効果検証】</p> <p>1. 対象者自身で服用している薬の薬効が理解できる人の増加</p> <p style="padding-left: 40px;">理解が増加・・・・・・・・・・28.36%</p> <p style="padding-left: 40px;">変わらない・・・・・・・・・・58.21%</p> <p style="padding-left: 40px;">悪化した・・・・・・・・・・13.43%</p> <p>2. 飲み忘れのある人の減少（訪問回数による経過観察）</p> <p style="padding-left: 40px;">1回目・・・・・・・・・・56人</p> <p style="padding-left: 40px;">2回目・・・・・・・・・・45人</p> <p style="padding-left: 40px;">3回目・・・・・・・・・・42人</p> <p>3. 体調が良くなったと感じる人の割合</p> <p style="padding-left: 40px;">良くなった・・・・・・・・・・11.94%</p> <p style="padding-left: 40px;">変わらない・・・・・・・・・・71.64%</p> <p style="padding-left: 40px;">悪化した・・・・・・・・・・16.42%</p>
--

## 5 医療費適正化事業の状況

広域連合では、医療費通知やレセプト点検などのほか、「医療費の適正化に向けた事業」を実施しています。

### (1) 医療費通知の送付

被保険者の健康に対する認識を深め、医療機関の適正な受診や医療費への関心を高めてもらうとともに受診内容を確認していただくため、医療機関でかかった医療費の総額や受診日数、医療機関の名称などを記載した「医療費のお知らせ」を通知しています。

※平成28年度から、年2回に変更しています。

【発送時期】 年2回(平成29年9月、平成30年3月)
【発送通数】 365,028通
1回目 181,745通      2回目 183,283通

### (2) レセプト点検

療養給付費・療養費の適正化を図るため、レセプト内容、資格点検及び内容点検等の点検を実施しています。

【図表5-1 年度別レセプト点検の状況】

年 度	総点検件数 (件)	資格点検分の返戻決定		内容点検の過誤調整	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
平成25年度	4,056,081	4,674	35,884,840	9,538	32,712,554
平成26年度	4,116,753	5,486	48,900,187	9,332	33,464,945
平成27年度	4,215,948	5,233	41,039,718	10,644	36,218,134
平成28年度	4,320,096	5,359	40,493,479	10,498	30,393,828
平成29年度	4,426,181	5,180	47,197,550	14,800	27,429,523

※上記は、レセプトの内容審査を実施したもの。

「資格点検」・・・保険者や負担割合等の資格情報を点検したもの。

「返戻決定」・・・資格点検の結果、医療機関に返戻したもの。

「内容点検」・・・縦覧点検(当月分の医科・歯科レセプトと過去複数月のレセプトとの比較等)や突合点検(医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突合)等を点検したもの。

「過誤調整」・・・内容点検の結果、疑義が生じた事案で、過誤額(点数の減点や返戻されたレセプトの金額)が決定した際、各医療機関に支払われる診療報酬と当該過誤分を調整したもの。

(3) ジェネリック医薬品の利用差額通知

被保険者の医療費負担の軽減及び医療保険財政の改善を目的に、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知や、ジェネリック医薬品希望カードケースの配布などを通じ、ジェネリック医薬品の利用促進を図っています。

※平成29年度はシステム改修のため、年1回のみ。(通常は年2回)

<p><b>【通知時期】</b> 年1回(平成29年5月)</p> <p><b>【抽出対象】</b> ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代が300円以上の差額がでる可能性のある被保険者          ※平成28年度から差額金額を、100円から300円に引き上げ</p> <p><b>【通知数及び軽減効果額等】</b> 平成29年度分通知数 1,611通          軽減効果額 2,413,170円 ・使用率 12.4%</p> <p>※使用率は、29年3月調剤分の差額通知作成対象者が、30年3月調剤時点で後発薬品に切り替えた率          ※軽減効果額は、差額通知対象者が、その後1年間差額通知対象薬剤をジェネリックに切り替えたことによる軽減効果額</p>
---

※参考

後期高齢者医療制度における後発(ジェネリック)医薬品の利用状況を示しています。

【図表5-2 後発(ジェネリック)医薬品利用割合(数量ベース)】

	香川県後期高齢者医療広域連合	全 国
平成25年度	43.3	45.3
平成26年度	53.0	55.4
平成27年度	58.9	60.4
平成28年度	67.0	67.9
平成29年度	68.7	70.9

注4

出典:厚生労働省「制度別にみた調剤医療費の動向」

注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものです。

注2) 「数量」とは、薬価基準告知上の規格単位ごとに数えた数量をさします。

注3) 数量ベースは新指標: [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品のある数量] + [後発医薬品の数量]) で算出しています。

注4) 平成29年12月現在の数値

(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業

レセプト情報から、重複受診者・頻回受診者を抽出し、保健師等が訪問により、対象者に受診方法の改善や健康管理に関する生活指導を実施し、医療費の適正化や疾病の重症化の予防を図るものです。

**【抽出対象被保険者】**  
重複受診・・・3か月連続して同一の傷病で3か所以上の医療機関を受診  
頻回受診・・・3か月連続して同一傷病で15日以上受診

【図表 5-3 年度別重複・頻回受診者】

年 度	延訪問人数(人)	改善割合(%)	効果額(円)
平成25年度	550	38.50	4,526,820
平成26年度	554	35.50	3,591,010
平成27年度	220	47.30	4,170,370
平成28年度	181	61.30	9,409,695
平成29年度	186	53.20	458,064

※効果額：改善により抽出対象に該当しなくなった人、及び何らかの改善が見られた人の減額した医療費（訪問前後の比較）

(5) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業

医療機関の適正受診等に関する啓発情報や、健康情報を掲載したパンフレットを作成し、市町で開催される老人会等において啓発グッズ等と併せて配布しました。

**【作成部数】**  
啓発パンフレット(医療費適正化ガイド) 25,800 部  
啓発パンフレット(残薬対策) 30,000 部  
啓発グッズ(ボタン式ボイスレコーダ) 25,800 個  
⇒ 啓発文『適正受診』  
※どちらも全被保険者の約20%



## 6 事業目標

香川県後期高齢者医療広域連合広域計画に定める基本方針の事項について、事業目標を定めます。

NO	基本方針の項目		目標指標	目標値 H29年度	目標値 H30年度
I 事務の効率化・適正化					
	1	職員数の適正化	20名	20名	20名
II 健全な財政運営					
	1	保険料収納率の向上	99.50%	99.50%	99.65%
			42.65%	42.65%	43.84%
	2	口座振替の推進	91.63%以上	91.63%以上	91.63%以上
III 医療費適正化の推進					
	1	診療報酬明細書（レセプト）の2次点検	36,500,000円	36,500,000円	36,500,000円
	2	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進	60.0%	60.0%	66.2%以上
	3	重複・頻回受診者への訪問指導	38.5%以上	38.5%以上	61.3%以上
	4	第三者行為求償事務	220,000,000円	220,000,000円	220,000,000円
IV 健康づくり推進					
	1	健康診査事業の受診率向上	35.94%	35.94%	39.70%
	2	歯科健康診査事業の受診率向上	8.33%	8.33%	21.16%